

### 米国・中国知的財産権訴訟判例解説 (第11回)

## AIが発明者となりえるか

# ~ AIが発明者となる時が来るかもしれないが、 その時はまだ到来していない~

STEPHEN THALER.,

Plaintiff

v.

ANDREW HIRSHFELD, et al. Defendants

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

### 1. 概 要

AI(人工知能)の技術的進化に伴い、様々なタイプのAI発明が生まれているが、生成系AI等ではまるでAIが発明を生み出しているかのように見える。

本事件では、「フードコンテナ」及び「注目を集めるデバイス」の発明について出願がなされたが発明者欄に「DABUS」と称する人工知能マシンを記載したことから、USPTOは出願を却下した。

カリフォルニア州地方裁判所は、米国特許法の規定及びCAFCの過去の判例に基づき、発明者は自然人に限られるとの判決を下した。

### 2. 背景

#### (1) 特許の内容

Stephen Thaler氏(原告)は、「フードコンテナ」と称する米国特許出願No16/524350及び「注目を集めるデバイス」と称する米国特許出願No16/524532をUSPTOに申請した。ただし、発明者の欄には人工知能マシンであるDABUSを記載していた。